

ふじみ野市監査委員に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(行政監査、随時監査、財政援助団体等の監査及び公金の収納等の監査)</p> <p>第4条 法第199条第2項、<u>第5項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに</u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条の2第1項の規定による監査(市長又は管理者の要求に係るものを除く。)を行うときは、あらかじめその期日の10日前までに、その旨を市長及び監査の対象となる機関に通知しなければならない。ただし、緊急に監査を行う必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第8条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項<u>並びに第243条の2の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに<u>地方公営企業法第27条の2第1項</u>の規定による監査の請求又は要求があるときは、7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、<u>法第98条第2項</u>の規定による監査の結果に関する報告、<u>法第199条第9項</u>の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表、<u>法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項</u>の規定による監査の結果に関する報告の提出並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(行政監査、随時監査、財政援助団体等の監査及び公金の収納等の監査)</p> <p>第4条 法第199条第2項<u>及び第5項</u>の規定による監査並びに同条第7項、<u>第235条の2第2項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条の2第1項</u>の規定による監査(市長又は管理者の要求に係るものを除く。)を行うときは、あらかじめその期日の10日前までに、その旨を市長及び監査の対象となる機関に通知しなければならない。ただし、緊急に監査を行う必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第8条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに<u>同法第27条の2第1項</u>の規定による監査の請求又は要求があるときは、7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表、第235条の2第3項<u>の規定による監査の結果に関する報告の提出</u>、地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出並びに<u>法第243条の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>

